

情報通信審議会 情報通信政策部会（第32回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年7月6日(月) 14時00分～15時30分
於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員等（敬称略）

(1) 委員

村上 輝康（部会長）、高畑 文雄（部会長代理）、伊東 晋、長村 泰彦、嶋 信彦、
高橋 伸子、滝 久雄、竹中 ナミ、町田 勝彦

（以上9名）

(2) 臨時委員（敬称略）

村井 純

(3) 専門委員（敬称略）

長谷部 恭男

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信国際戦略局

小笠原 倫明（情報通信国際戦略局長）、河内 正孝（総括審議官）、
秋本 芳徳（融合戦略企画官）、山根 悟（参事官）、
谷脇 康彦（情報通信政策課長）

(2) 情報流通行政局

山川 鉄郎（情報流通行政局長）、戸塚 誠（政策統括官）、
久保田 誠之（官房審議官）、阪本 克彦（官房審議官）、
今林 顯一（情報流通行政局総務課長）、小笠原 陽一（コンテンツ振興課長）

(3) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、
吉田 靖（電波部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、
長塩 義樹（データ通信課長）、柳島 智（データ通信課企画官）

(4) 事務局

副島 一則（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第4 議題

「21世紀におけるインターネット政策の在り方」について

【平成13年3月28日付け諮問第3号】

「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度

の在り方」について

【平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号】

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について

【平成20年2月15日付け諮問第14号】

委員会の廃止について

開 会

○事務局 会議を開始いたします前に、事務局からご報告いたします。本日は冒頭、カメラ録りがございますが、審議に入る前にご退室いただく予定になっておりますので、ご了承くださいたいと思います。

○村上部会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第32回の情報通信審議会情報通信政策部会を開催させていただきたいと思います。

本日は、委員及び臨時委員13名中10名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また審議事項の説明のために、村井臨時委員及び長谷部専門委員にご出席いただいております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日は議題が4件と非常に多くございまして、大体1件30分ぐらいで進められればと思っておりますので、ぜひよろしくご協力のほどをお願いいたします。

議 題

「21世紀におけるインターネット政策の在り方」について【平成13年3月28日付け諮問第3号】

○村上部会長 それでは早速でございますが、最初の議題でございます「21世紀におけるインターネット政策の在り方」について、インターネット基盤委員会の主査であります村井臨時委員から答申（案）のご説明をお願いしたいと思います。

村井委員、よろしくお願いいたします。

○村井臨時委員 はい。それでは、このインターネット政策のほうでございますけれども、資料は32-1-1と32-1-2のうち、概要を用いてご説明させていただきたいと思います。

インターネット基盤委員会を今年の11月以降7回開催いたしまして、大きく分けて2つの点について検討を行ってきたということでございます。1点目は日本語による国別トップレベルドメインの導入ということで、いろいろな言葉がわかりにくいところも

あるんですが、後で出てきたところでご説明いたします。2点目は我が国の地理的名称、地名を使った分野別のトップレベルドメインの導入という件でございまして、議論の経緯と提言の概要をご報告させていただきたいと思います。

報告書のほうの構成でございますけれども4章立てでございまして、1章目が、先ほどちょっとわかりにくいと申し上げましたけれども、このインターネットのドメイン名というものが、どういう議論でどういう構造で、どういう責任がだれにあるのかというような状況の解説といえますか、前提の整理が第1章でございまして。それから今回議論している1つの焦点、「.日本」と呼ばせていただきますが、基本的にはピリオドの後ろに「日本」という漢字が並んでいるドメイン名の終わり方ということで、このシステムの導入に向けた検討でございまして。それから、新たな分野別トップレベルドメインは後で説明しますが、皆さんの頭の中ではよくご存じの、「.com」とか「.net」「.org」がよく目に触れられていると思うんですが、「.com」というのが一番よく知られていると思います。こういうものを分野別トップレベルドメインとご説明しておりまして、この新たなものをどういうふうに進捗するかという検討ということございまして、第4章は今後の検討課題という具合になっております。

それでは1ページ目、ドメイン名の現状でございまして。

先ほど申し上げましたようにドメイン名というのは、インターネットに接続されているいろいろな機器を識別するのにIPアドレスというアドレスがございまして、これが人間や社会で使うとき番号だとわかりにくいので、文字を使った住所表記のようなものがございまして、これがドメイン名でございまして。したがって、これはIPアドレス同様に世界でユニーク、一意に決まるという必要がございまして、一元的に管理されております。この管理のポリシーそのものは、後でご説明しますICANNという組織が行っております。

それで「何とか.何とか.何とか.何とか」となるんですけれども、ピリオドで区切られた文字列をツリー状に右から順番に、木の上から下に、ルートと言いますが、根っこから並べたような、木を逆さまにしたといえますか、そんな形の木構造になっている階層構造で表現しますので、そのルートになるところをトップレベルドメイン、TLDと呼ぶこともあります。

このTLDというのは2種類ありまして、お気づきだと思いますけれども、基本的には2文字で終わるものがあります、「.jp」とか、韓国では「.kr」とか。これはI

SO3166という国の識別コード2文字版というものを使いまして、これを国別トップレベルドメインと言います。それ以外のもは分野別トップレベルドメインと言いまして、先ほど申し上げましたように「.com」などになります。今、現状では、日本はこの「.jp」というもので終わる国別トップレベルドメインに関しましては、ICANNとの契約が行われました日本レジストリサービスという株式会社が、一元的に管理をしているというのが現状でございます。

2ページをごらんいただきますと、ドメイン名の管理体制がございます。

このポリシー全体はICANNという、国際組織としてつくられたインターネットガバナンスのための組織が決定しておりまして、この決定には利用者その他のいろいろなステークホルダーが参加をしているということでございます。このグローバルな組織をつくるために、現実的には起源等々の背景でアメリカのカリフォルニア州の非営利法人として法人格を持っていますが、設立の意図はグローバルなポリシーを議論して決定していくという、意思決定の仕組みとしてICANNが存在します。

そこで管理体制を決めておりまして、その体系に携わるいろいろな登録事業者等々が登録申請を受けつけたり、レジストラという受けつける事業そのものは、競争の原理の中で各サービスをしておりますので、それでできております。ただしデータベースは世界で一意で管理されております。こういう仕組みがこのドメイン名の管理体制でございます。

検討の背景が3ページに書いてあります。

この中で国別トップレベルドメイン、つまり日本にとっては「.jp」ですね、このjとpというのは英文字のアルファベットですけれども、ここに要するに自国語か、日本で言えば日本語を導入するということに関するところが、議論の1つ目のポイントでございます。このいろいろなドメインの日本語化ということで日本では発展しておりまして、日本語の文字列が何かあって「.jp」というドメインは日本では2001年に、つまりこのTLDの部分、「.jp」の部分以外の日本語化というのは既に実現して動いております。世界の中でもハングル、アラビア文字その他でも同様に動いているというのが現状でございます。これをトップレベルドメインでも入れるという議論がICANNにおいて進められて、そしてこの導入を図ろうということでございます。そのプロセスはICANNで申請手続案が取りまとめられているということになっておりますので、早いともう来年の頭に実はこの手続案が決まりますので、それに対して「.jp」にか

わる「.日本」というTLDに関しまして、どういうふうにするかということを決めなければいけません。この決めなければいけないというのは、基本的にはccTLDという国別トップレベルドメインは国の支持、サポートが要るということに基本的にはなっておりますので、そのことを示す推薦状が必要となっております。したがって、この審議をしたということでございます。インターネット基盤委員会で、その「.日本」の導入に向けて、国が推薦状を出すための管理運営事業者の選定方法や監督体制についての検討をしたことが背景でございます。

これはよくご質問に出るのであらかじめ申し上げておきますと、「.日本」というドメイン名は本当に効果があるかとか、市場として広がるのかというご質問をいただくわけですが、基本的には商標の問題とかとの関係もありますけれども、可能性が広がっていく枠組みというのは一般的に、過去にも何度もそういう議論がありましたけれども、やってみるといろいろな使い道をマーケットがつくっていくというようなこともありますので、いずれにせよICANNでの国際的な議論に沿って審議をする必要がある、あるいは体制の準備をしておく必要があるということが背景でございます。

次の4ページを見ていただきますと、今度は国別のトップレベル、ccTLDじゃない部分の原則自由化というのがございまして、歴史的には「.com」とか「.org」「.net」というのがありましたけれども、ご存じのように例えば米国の大学は「.edu」とかアメリカの政府は「.gov」という3文字も、アメリカに属するものと国際的に属するものが歴史的にございまして、この中からくり出したという背景がございますので、最初はそれほど数がございませんでした。ご存じのように「.com」フィーバーといいますが、そういう盛り上がりがあったとき、この「.com」の左側に来るところの商標の議論がWIPOとインターネットのコミュニティーとで起こりました。つまり、だれがこの権利を持つのかということで非常に競争が激しくなったということでございます。そのことを緩和していく1つの方法は、この分野別トップレベルドメインのほうの選択肢を増やすことだということございまして、そのためのプロセスがずっと続いてきたわけです。

その中で、今度そのトップレベルドメイン、つまりグローバルにユニークな、「.com」みたいに世界中どこでも使えるようなところに地名が入ったらどうなるかという議論がありまして、つまり自由化されるという方向の中でこの地名が入るということは、例えば「.大阪」ですとか日本の地名がそこに入ってくる可能性がある。これはほか

の国も同様です。そのための対応方針は、この国別のTLD、つまり「.日本」や「.jp」と同様にそこに都市名が入る可能性が出てまいりますので、そのための地方自治体等々との連携とか議論の体制とか、そういうことの検討がこの項目でございます。自動車のライセンスプレートにはいろいろな地名が出ていまして、これがいろいろな意味を持ってくるというところがございますけれども、観光であるとかその都市の一つのプレゼンスというような可能性もあるわけで、先ほど申し上げましたように、それがほんとうにマーケットを形成するかというのはまだ始まってないのでわからないわけですが、そういった体制をつくろうというのが国際的なICANNの場での議論の流れですので、そういった意味での検討ということになります。

5ページ目をごらんいただきまして、ここから2章の内容になっております。

この「.日本」の導入に当たっての課題ということで、具体的には名称そのもの、この名前をどうするか、「.にほん」なのか「.ニッポン」なのか「.日本国」なのかというようなこと、それから運營業務の基本ルール、管理運營業務者の選定方法、運營業務の監督体制ということでございます。

最初のところは、1つの国と言語に対して1つの文字列が申請できるということでございますので、決める必要があるということでございます。いろいろな検討の結果、漢字の「.日本」が適当ではないかということでございます。

それから運用の基本ルールは、利用者保護という中で、当面は日本に住所がある法人、個人ということで限定をすべきとしております。国際的に開かれた利用が一つの考え方ではあるわけですが、TLDの空間はほかにもたくさんありますので、そういう意味では国別トップレベルドメインの考え方はこれまでも、そういった日本でのプレゼンスをもとに、あるステータスといいますか形をつくってきたという経緯もございます。外国に居住する方に「.日本」の登録を認めるというのも十分議論をしましたけれども、将来的な検討課題ということにしております。

それから「.日本」と現在も使われている「.jp」の登録者は、同じ人が割り当てられるのか、それとも別の人になってもいいのか、という意見もありました。ここも大分ホットな議論がされたところでございますけれども、今後十分に検討する必要がある課題であるということでございます。

それから管理運營業務者の選定方法でございます。インターネットは民間主導で発展をしてきておりますが、政府がICANNに対する推薦状を出すこと、地域のインター

ネットコミュニティから支持を受けているという必要があるという2つの条件がございまして、つまり国、政府が支持をしている、それからその国、地域のインターネットコミュニティから支持を受けているということを示すのが、このICANNでの考え方でございます。そういった意味では、民間の場で本答申に沿った適正な事業者選定を行っていただいて、国はその結果を尊重してICANNに推薦するという、役割分担と申しますかプロセスが適当であるとしております。具体的には、民間の協議会で選定委員会を設けて意見募集を行うようなことを含めまして、公正・中立・透明な比較審査を実施するとしております。

それから既存事業者、今は「.jp」の管理をJPRSという既存事業者が行っておりまして、その方に申請をしていただくことも可能であるとしております。新規事業者がもしいるとすればその方が不利にならないように、審査の内容で実績の有無に従って判断をすることがないよというということで、そのあたりの選定のプロセスの方針に関する議論もしております。

6ページを見ていただきまして、「.日本」の運營業務の監督体制でございます。民間協議会に監督委員会を設けて、国の協力のもとで公正・中立・透明な監督体制を整備するということでございます。実際にはドメインのサービスが停止すると困りますので、そのときの担保、民間事業者が担当しますので、それが停止したときに利用者に不利益があってはいけないということで、そのための仕組みを構築するとか、そういったことも含まれております。

7ページを見ていただきまして、先ほどの我が国の地理的名称というものがTLD、トップレベルドメインに今後導入をされるとしたときどうするかということについては、地方自治体・国の対応方針、あるいは地方自治体への支援ということで検討したということでございます。自治体の意思が尊重されることが基本になるということが前提でございますし、その自治体自身が管理運營業務になることも可能ですが、参入を希望する事業者がいるかどうか、こういうことを十分に検討し、その理由が明確になった上で進めるということになっております。それからICANNへ申請する情報、どういった事業者をどういう経緯で選んだのかといった情報は、十分に連携を図って情報を共有するという方針が書かれております。

それから、このTLDというものは、今説明に時間をかけましたけれどもいろいろな情報やノウハウがございまして、こういうことが地方自治体に適切に伝えられるよう

に、対応の手引きあるいは相談の窓口などを整備するようということを書いております。これら民間協議会による実施を想定してございます。

8ページは検討課題ということでございます。まずドメイン関連市場の健全な発展ということで、新しいトップレベルドメインの導入とか関連市場の活性化ということを検討課題としてございます。既存の我が国のトップレベルドメイン「. j p」の監督体制、「. 日本」の監督委員会、こういうものをうまく活用していこうということも検討課題としております。

それから、I C A N Nというのはグローバルなインターネット上のガバナンスの組織でございますけれども、そこへの貢献ということで、I C A N Nはさまざまな世界中から持ち寄ってつくっているというグローバルガバナンスの組織でございますので、そこへの人材や理事といった貢献は、今までも日本からずっと継続的にしてまいりましたけれども、そのことも含めて今後の検討課題としてございます。

以上が大体の説明でございますけれども、参考資料として9ページにインターネット基盤委員会の構成員、ご協力いただいたオブザーバーの方の名簿を書いております。10ページにはインターネット基盤委員会とワーキンググループの開催状況をお示ししてあります。

というわけで、日本ではこのドメイン名の管理というもの、特にc c T L D、国別トップレベルドメインの管理は、いわば「. j p」という国別ドメイン名そのものが日本からの提案から歴史的に始まっておりまして、民主導で官のサポートを受けて動くという仕組みの制定、その仕組みの最初の見本というものも全部、日本は先頭ランナーとして今まで大きな貢献をしてきたと思いますので、その仕組みの中でI C A N Nで新たなルール、仕組みがまた提案されてきたということなので、相変わらず日本がいいお手本を見せられるということとはとてもできやすい状況にあるということをご説明して、私のご報告とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○村上部会長　　ありがとうございました。いよいよ「村井純. 日本」とか「村井純. 藤沢」というような日本語で、インターネット上で表記できるようになるということでございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

○竹中委員　　今のお話を聞いていて、すごく感慨深いものがありました。私たち、o r

ドメインというのを1995年という非常に初期に、民間の非営利組織としてちょうだいしまして、そのころから村井さんにはほんとうに多大なご支援をいただいてこの活動が続けてきました。ただ、私自身は技術に素人なので教えていただきたいんですが。

「.日本」と書いたとき、「j p」は文字化けしないですけど、「日本」は文字化けしないんですか。

○村井臨時委員 さきほどご説明のとき、「j p」の前の左側は既に日本語で出てくると申しあげました。例えばさっきの例だと、「村井純」ではやりたくないですけども、「竹中.j p」でも、「.j p」の前が漢字になるというのはもうあるんですね。今でも動いているんです。

○竹中委員 ほんとうですか。

○村井臨時委員 そのときに文字化けの問題が審議されまして、技術的にはかなりもう歴史がありまして、例えばピリオドを打とうとすると丸になってしまうとかいろいろなことがあるんですけども、その技術的な、ユニフィケーションという処理系に関しましては、もう既に皆さんのコンピューターの中、あるいはウェブサービスの中には組み込まれているので、その部分の問題は基本的にはないと思います。記号表記がユニークになるようにということと、少し間違えて文字化けという幾つかの誤解を生じてしまうようなケースをどのようにこなすかということの実績は、既にあると考えていただいていいと思います。

○竹中委員 ありがとうございます。

○村上部会長 さっきの3ページの図に日本語の部分がもうあるというのが出ていましたね。10万ぐらいあるんでしょうか。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

○高橋委員 質問と要望ということになると思いますが、1つはすごく単純なことなのですが、ほかの漢字の国というのはこれを漢字で、例えば「.中国」とか使うような流れが今あるのでしょうか。私自身は、個人的には日本独自の「にっぽん」という平仮名を使ってくれたらうれしかったかなと思っているんですが、その辺の検討状況を少し教えていただけるとありがたいと思います。これが質問です。

それから意見は、資料32-1-2の28ページのところに、業務運営に関する審査項目がたくさん書いてあります。この中で特に2番の経営基盤とか、3番の事業計画、4番の事業運営の公正性・透明性、5番のコンプライアンス体制、この辺は非常に国民

も関心が深いところだと思います。民間協議会と選定委員会とか監督とか、かなり重層的につくっていただいて透明性、公正・中立性を確保できるようにして下さっていると思うんですが、これをさらにどのように開示していただくのかということに関して、やはり国民に広く開示していただく方法をとっていただきたいと思います。

以上です。

○村井臨時委員　まず1つ目の点、ほかの漢字の国ということでございますけれども、IDNで一般的に言うそれぞれの言語でドメイン名を表記するという動きは、やはり歴史的なスタートは、中国、日本、韓国というところから出発しています。それで今回のドメイン名に関して、多分ほんとうに一番やりたかった国の一番元気のいいリーダーシップをとっていたのは中国です。そういう意味で、国際語というのはあらゆる言葉があるんですが、そのリーダーシップをC J Kが漢字としてとっているという背景がございます。そういった意味で、この3つの国が力を合わせて、あるいは台湾も入れた、地域も入れまして漢字を使っている国がリーダーシップをとって、アラビア語を含めた世界中の言語に対する対応を進めていこうという動きがあったと思いますので、お答えとしては、「はい、中国も韓国も台湾も、大変関心を持っている」となります。

それから「日本」を平仮名かどうかということは、そういった背景がございますので、漢字国としての漢字の使い方ということの中で議論されてきたという背景があるということで、日本独自の平仮名という考え方も検討の中には入っていたと思いますけれども、そういった背景の中で漢字が、なじみ深いという意見も含めてご提案させていただいているということです。

それから2点目は、おっしゃるとおりだと思います。この部分の開示の仕方とか透明性の担保というのは、最初のICANNの誕生というのもそういった独占を回避して競争を導入し、民間で透明で、というプロセスを世界中で議論したところから出発したものをお手本にやっていて、さらにそのうちのほんとうのお手本が日本だったということもご説明したところですが、そういった背景がございますので、おっしゃることを気をつけつつ、やっていくという認識は十分関係者で共有できていると思いますけれども、きちんとそういう形で進めるべきだと私も思います。ありがとうございました。

○村上部会長　報告書も、28ページの第2段落で、「公正性・透明性及び透明性の高い手続の下で、意見募集も経て適切に定め、公表することが適当と考えられる」という表現がされていますので、高橋委員のご意見は十分これでフォローしていただけるので

はないかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

○寫委員　ドメイン名を日本語にしたりすることによって、ビジネスのチャンスとかいろいろなもの広がるという点はわかりますが、例えば僕らがアラビア文字をやるとき、アラビア文字ってよくわからないわけですよ。あるいは中国だって、日本の漢字とは必ずしも同じじゃないわけですよ。そういうものをきちんと入れられるかどうか。何か非常に大変だという感じもするんですけども、そういう議論というのはどの程度されたのでしょうか。

○村井臨時委員　できるだけ短くお答えしたいと思いますけれども、これはドメイン名だけではないと思うんですね。コンピューター上で言語を扱うときの複雑さという本質的な問題がありまして、この分野を、インターナショナルライゼーションと18文字なのでI18Nと略すことがあります。これはいろいろな標準を決めるとき、言語を表現させようとする、コンピューターの表現あるいはインターネットの上で文字をどういうふうに表示しようかという技術は、一般的に非常に長い議論をかけて混乱がないように、さっきの竹中委員の文字化けの問題もあると思いますけれどもきれいに、それからアラビア語に至っては右から左という方向性の問題もございます。こういうものを全部含めてどう表記するかという議論は、やはり非常に長い蓄積があるんだと思います。

ここだけの問題ではない、おっしゃるような意味でいろいろな間違いを犯しやすくわかりにくいということもございます。ただしイングリッシュアスキーといいますか、英文字だけですべてをすることに対して、やはりできるだけそれぞれの言語も共存して使えるようにするというのが、やはりインターネットの表現の中ではとても大きな、大事とされていることかなと思います。そういった意味で、その困難をいわば乗り越えつつ、これはコンピューターサイエンス全体の問題と思いますが、進んでいきます。例えば今の検索エンジンが何を引っかけかというのも大変言語に依存していて、あるいは検索語の表現に依存して変わってくるんですけども、そこをできるだけ利用者の意思を反映できるようにという努力は情報処理の分野の大変大きな課題で、同時に取り組んでいかなければならないことだと私は認識しております。

○村上部会長　よろしいでしょうか。

それでは本件につきましては、当部会におけます答申（案）として了承いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村上部会長　それでは本件につきましては、今週10日に開催予定の情報通信審議会の総会におきまして、当部会からの答申(案)として提案をすることにいたしたいと思っております。ありがとうございました。

「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について【平成16年1月28日付け諮問第8号及び平成19年6月14日付け諮問第12号】

○村上部会長　続きまして第2の議題でございますが、「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」につきまして、デジタル・コンテンツ流通の促進等に関する検討委員会の主査であります村井臨時委員から、答申(案)のご説明をお願いいたします。

村井委員、よろしくお願いいたします。

○村井臨時委員　2つの答申(案)を説明させていただくことは初めてではないのですが、今回は全然サブジェクトが違いまして、私も頭を切りかえてご説明いたしますが、皆さんも同じ人が説明しているからといって内容が連結していると思わずに聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

デジタル・コンテンツ流通の促進等に関する検討委員会ということで、昨年の中間答申以降、本日の委員会開催を含めまして16回の検討を重ねてきました。後でご説明しますが、その中で技術検討ワーキンググループについては、これは20回開催しているということでございまして、大変長い時間を費やして検討していただきました。

この答申(案)は大きく2つの点に分かれておりまして、1点目は、地上デジタル放送のコンテンツの保護方式のB-CASに関する議論でございます。2点目はインターネット上などのコンテンツの流通促進、つまり放送等々のコンテンツがインターネット上のような新しいところでどうやったら流通を促進できるかということ、これが2点目でございます。

というわけで、例年どおり2つの課題はさまざまな異なるお立場の方がいらっしゃいます。その方たちが同じ委員会の中で議論を尽くして、そしてこの中間答申に達するまで精いっぱい議論をしているということでございますので、この検討経緯のご報告は

そういう内容になっております。

まず最初が、骨子（案）のほうの2ページになるかと思えますけれども、まずB-CASに関する議論でございます。

現在のコンテンツ保護のルールを実効的に、実際に効果するようにするためには、エンフォースメントという仕組みがございます。エンフォースメントというのは、デジタル・コンテンツ保護の仕組みがあるということをしちんとやってねというのが、このエンフォースメントでございます。

そのコンテンツ保護の仕組みということは、地上デジタル放送で一定の仕組みがあるということ、このルールに関してこの審議会で議論を重ねていただきまして、今「ダビング10」というルールが地上放送に関して導入されていることは、皆様ご存じのとおりだと思います。現在はすべての地上デジタル受信機がこのルールを守って動作するようになっております。これは今B-CASのカードを使っておりまして、技術、契約の仕組みということでB-CASカードの契約、そしてB-CASカードの技術そのもののルールが担保されているから、今の市販の地上デジタル受信機はこのルールを守って動作するという仕組みができていますということでございます。エンフォースメントというのはそういった意味だということでございます。

この仕組みの在り方について、視聴者等の改善の必要性が指摘されておりますので、昨年の中間答申以降、現行のB-CAS方式に加えて視聴者に新たな選択肢を提供するという提言をするということで、今回の答申の中に入っているということでございます。

4ページはB-CASの仕組みの概要でございます。

B-CASというのは、基本的にコンテンツの保護にかかわる民間事業者の方々が、一定の技術を使ってお互いの契約によって運用している仕組みだということでございます。これは何か特定の法律があってそれに基づいて運用されているものではございません。その契約当事者によって合意されたルールに従って、コンテンツ保護に関する信号が放送波で送信されまして、その信号に反応する受信機を製造するということを約束するメーカーに対して、カギの発行機関、この場合はB-CAS社がB-CASカードを発行するという仕組みになっております。

これに対しまして6ページ、B-CASカードを用いた現状の仕組みに関しまして、選択肢の多様化、仕組みの透明性・オープン性などの観点から、改善の必要性に関する指摘が行われたということございまして、この委員会では改善の在り方を検討してき

たということでございます。

8ページを見ていただきますと、この改善方法に関しましては、現在のB-CASの仕組みと基本的には同じ枠組みを前提とした選択肢と、それから新しい枠組みを前提とする選択肢の両方を検討しようということでございます。つまりB-CASを改善すればその課題は解決できるのか、それとも新たな枠組みが要るのかということでございます。3つの選択肢について具体的に検討しました。

現在のB-CASカードを小型化するというのとは一つの要求、つまり新しいアプリケーションやデバイスという中で要求のある方法です。それからB-CASカードを受信機に事前実装するという事です。これによって契約の体系等々が変わりますので、今はシュリンクラップ方式という、つまり買ってユーザーが封を切るときに契約が成立して、それでユーザーがそれを装着するという事でございますが、そうでなく事前実装することで解決できることがあるのではないかとございます。次に、コンテンツ保護のルールを遵守するすべての人に対して、コンテンツ保護の技術仕様の開示を制限しないという方式です。つまりきちんとつくるよといった人には技術仕様を全部開示しようということ。この3つの方式、選択肢が議論の対象でございます。

今申し上げたように、1番目と2番目は基本的にはB-CASカードと技術的には同じ仕組みでございますので、現在の民衆の取り組みで一部について既に、この秋からこういう方式が運用されると伺っております。そうなりますと、新たな枠組みとなるのは技術開示方式ということで、3番目の方式でございます。コンテンツ保護のルールを遵守するすべての人に技術仕様の開示を制限しないということになりますので、どういう形で作るかということでこれは議論の当初から、要するに、ICのチップ化で自社でも使って他社にも供給するというビジネスになっていくのか、あるいは受信機の中でソフトウェアの一部として組み込むのかという話がございますけれども、議論の出発点はこの2つを分けた検討をずっとしてきたんですけれども、技術的な検討課題としては商品規格、実装の方法ということで、技術的には同じ方法として扱っていいだろうということで、選択肢、ビジネス形態はそれぞれチップ化、ソフトウェア化があるということを含めて、この開示を制限しない方式ということで議論してきたということで、今回の提案もそこに基づいております。

それからこの方式の期待感ということでは、ルールを守る事業者であれば仕様の開示を受けられるということで透明性の方向が期待できるという点もございますし、それか

らソフトウェアやチップというスペースをとらないものであれば、新しい要求の周辺規格、ビジネス、デバイスへの自由度というのは広がってまいりますし、簡易チューナーとかカーナビ、携帯、パソコン、議論の途中で出てきたのは組み込み型のユニットバスに入っているテレビというものまであるそうですけれども、そういったところでの受信機の多様化、低廉化ということにも貢献するのではないかという期待感もございます。

12ページを見ていただきまして、このB-CASの利便性を向上させる方式、技術開示を広げていく方式は、いずれにしても視聴者の選択肢を広げて利便性を向上させることにはどちらも貢献できるということで、積極的に推進すべきという考え方で議論を整理しております。特に技術開示方式に関しては具体的なプロセスの明確化が必要になりますので、今回の答申に向けて非常に長い時間をかけまして、この技術開示方式がどのようなプロセスになるかという議論をしてまいりました。

前提は地上デジタル放送へのスムーズな移行というのを大きな目的としているということをごさいます、それから新方式、技術開示方式を早期導入に向けようという必要性その他に関しては、関係者の間では相違がないということを確認いたしました。したがって具体的なプロセスはそういう中から決まっております、13ページを見ていただきまして、早期導入に向けての具体的な検討プロセス、プロセスというのは何をやって、次に何をやって、そうすると次に何ができてということをごさいますけれども、その検討プロセスと、では、それがどのタイミング間でできるかを明確にしていくべきだということをごさいます。

具体的には、繰り返し委員の方がご指摘されましたのは、だれが、何を、いつまでに進めるべきなのかという作業工程を整理するというごさいます。そういう意味では新方式の導入を現実的なものにして先ほどのような貢献ができるということだとすると、一番最後のところはデジタル全面移行の2011年7月24日に停波するわけですから、少なくともそこには十分間に合うように逆算して、一定のスケジュールを示すことが必要だということをごさいます。そこで、この具体的なプロセスの④というところに示された一連の作業に関して、年内という目標時期を掲げる必要があるというふうに考えて議論していただきまして、その年限を入れさせていただきました。年内にこまでするとするのは大変難しいことではございますけれども、先ほど申し上げましたように2011年7月から逆算するということは、2011年7月にはこの方式が役に立って市販されて、流通しているということをごさいますと、そこにも書かれている

ように全放送局の放送設備の改修等々が必要になりまして、そのためのマンパワーのリソースの配分であるとかいろいろな検討が今後必要になってまいりますけれども、そのあたりを踏まえまして、かなり難しいプロセスであることはわかりながら、やはり最初のルールを決めて仕組みをつくっていくというところは年内ということが、目標としては適当だろうということで議論していただいたというわけでございます。

そういうことがこの前半部分の、エンフォースメントにかかわるご説明でございます。それで後半部分は、コンテンツ取引市場の形成ということになります。

15ページ以降になりまして、検討の概要と議論を踏まえた提言、検討経過の評価ポイント、当面の重点施策ということで、挙げられています。ネット上での流通などを想定したコンテンツ取引の促進については、当審議会がこの数年継続して取り組んでいる課題でございまして、この答申で、昨年の中間答申以降の民間主導の取り組み、製作・流通に係る環境変化等を確認、評価して、目標実現に向けて当面講ずるべき施策等についての提言を行っています。

31ページを見ていただきますと、具体的な提言を行う前提として検討経過の評価ポイントとなるのは次の3点だということでございまして、コンテンツ流通促進のための制度に関する議論の顕在化、権利処理円滑化に向けた民間主導の取り組みの活性化、コンテンツ製作環境の急速な変化、こういうことでございます。

1番は制度に関する議論の顕在化ということで、流通促進のための許諾権制限の提案がさまざまな場で頻繁に議論されるようになりました。当委員会でもそういった関係の方を皆さん呼びまして、意見交換をしていただいたという経緯がございます。そしてその民間主導の取り組みの活性化ということで、権利処理の円滑化のための組織を設立していただいたということが挙げられています。映像、音楽両方の分野での権利処理の一元化に取り組む組織が設立されており、音楽の著作権情報処理機構であるとか、映像の映像コンテンツ権利処理機構といったものは、今までもデジタル・コンテンツが流通するために大変大きな役割を果たしてきたところでございまして、その中でこういった組織が設立されたということは、民間主導の取り組みの活性化につながってくるという報告内容でございます。

それから、コンテンツ製作環境の急激な変化は、経済危機等々もございまして広告費のいろいろな変化がございまして、放送コンテンツの製作費の実質的な削減ということで、番組製作会社の製作環境の悪化が進んでいるというご報告をいただきました。この

ような状況を踏まえて、重点的に取り組む事項が4点ほどあるということでございます。

本委員会で報告された映像コンテンツ権利処理機構に関することが1点目でございます。権利団体の方々から権利処理の効率化を図るため設立の必要性が求められて、この議論をしている途中でこの機構が確立されたということだと思えますし、民間の取り組みによってコンテンツの流通を促進するという委員会の議論を正面から受けとめていただいたということだと思えます。こういった議論から組織設立の実現ということで、改めて権利者団体、関係者の方にお礼を申し上げたいと思えます。

それからこの重点事項、民間の処理体制の整備は、産官一体となつてできるだけ支援や促進に努めることが必要だということも、委員の方あるいはオブザーバーとしてお呼びした方からご発言がございました。仮に法的な対応を検討するにしても、そういった取り組みが十分踏まえられて、クリエイター等、当事者の意見を十分聞きながら進めることが大切だというふうにしております。

第2点目、流通促進の基盤となる競争力のあるコンテンツを創造し得る製作力の強化ということで、製作力が減退している状況だということもご報告をいただいておりますので、その再生・強化の施策が急務であるとしております。

第3点目は新たな市場開拓に対する支援ということでございますけれども、従来の国内市場、従来の流通チャネルのみを対象としたビジネスの限界というのがやはり委員会で再三指摘されておまして、グローバルな市場、新たなチャネルの開拓、こうした新たな分野にチャレンジする事業者に対する理解、体制、支援が必要になるということでございます。

第4点目はコンテンツ・ビジネスの将来展望に関する検討ということで、今ご説明したような重点施策を踏まえまして、製作力の強化、新たな流通プラットフォームの普及や展開の在り方、収益性の高いビジネスモデルの在り方、将来の市場展望など、コンテンツ・ビジネスに関する総合的なビジョンと戦略について、幅広い関係者の参加を得て検討を進めることが必要であるとしております。

以上が、今回の答申の大体の報告でございます。

○村上部会長 はい、ありがとうございました。

それではただいまのコピー制御エンフォースメントの問題とコンテンツ取引市場の形成について、この2つのご報告につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

○町田委員 エンフォースメントの問題なんですけれども、現在B-CAS1社でやっていますよね。今回もう1つのソフトウェア対応ということをやれるようになったことはいいことだと思うのですけれども、物を考えるとき、国民にとって一番安いのはどの方式なのかという視点が要ると思うんですね。その場合、何となくソフトウェア対応すれば一番安くなるんじゃないかというような気もするし、ただ、ソフトウェア対応にした場合いろいろな問題点があるのも何となくわかります。またB-CAS対応ということになるんですけれども、それも今のように1社でやっていると、ある程度競争条理というものが出なくなるという問題をやはり感じます。併用することになると、これこそ嫌がらないのかなという心配とか、いろいろな問題を感じるんですけれども、そのあたり今回3つ、一つの考え方が入っているんですけれども、安くできるといいますか、国民にとって一番安い方法というのはどういうやり方が一番理想なのかという議論はあったのでしょうか。

○村上部会長 村井臨時委員、お願いします。

○村井臨時委員 ご指摘のとおり議論は、繰り返しの繰り返しと非常にディープに回数を重ねてまいりました。1つは、1社の独占的な状況によって何か消費者や利用者に不利益な状況が起こらないのかということが、最初のご指摘の中にももちろんあったわけですし、新方式がソフトウェアでできるという中で、ソフトウェアでインプリメントするか、チップでハードウェアでインプリメントするか、中身は全部ソフトウェアですのでそういう意味では一緒だと思いますが、いずれにせよそういった新方式でこれを検討していくときに、基本的にこのカギの管理と契約ということを一元的にやる必要があると思います。それでも委員の中からもご指摘がございまして、それが独占的な一元的であるという技術的な本質はございますけれども、その位置を利用して、何か独禁法的なことに触れていくような意味で視聴者の不利益になるようなことが起こらないようにする必要があるというご指摘だと思いますけれども、そのための方策とそのプロセス、その意思決定あるいは組織運営の透明性ということを担保して進める必要があるということは、答申の中にも含めさせていただいております。

それから一番安い方法は何かという、これは技術的に非常に難しいところがございまして、マーケットが広がるということだとは思いますが、ご指摘のようにソフトウェアがあるというのは1つの、ハードウェアを生産しなくてもいいという意味の優位性はあるという前提でございまして、それをどういうふうに製作して実際の商品

にしていくかというような過程は、これは事業者の選択の中にあるのだらうと思います。つまりどちらが優位か、例えばこの議論も大分出てきたのできちんとご説明しますけれども、例えばある会社はソフトウェアで自分でつくることを選択した、ある会社はそういうことに加えてチップを製作して、他者に供給できるという体制をしようとした、そうすると別のある会社はそのどちらをとるのか、自社開発でソフトウェアを開発するのか、あるいはライセンスを受けたチップを買ってきて製作するのか、こういった選択肢は多様にあったほうが、結果として消費者にとっては安くなるだらうという意味だと思います。そういった意味での議論をご説明させていただいた上で、今ご指摘のようなことを十分気をつけた仕組みというのが答申の内容になったのだと思います。

○村上部会長　ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○高橋委員　委員の立場から一言申し上げたいと思います。毎年この季節、七夕のように1年に1回この政策部会の前に議論をして詰めていくというのが恒例でございまして、今日も午前中やっていたわけですが、コンセンサスがまとまったというのは非常に良かったと思います。まさに座長の村井先生には大変ご尽力いただきまして、多様な関係者がみんな理解、納得して進めようというところまでこぎつけたというのは大変良かったと思います。何が大切なのか、それをきちんとこなすためにいつ、だれが、何をするのか、さらにその進行状態をどうチェックするのかということに関しても、みんなでコンセンサスが得られたということだと思います。利用者の立場から私は主に参加したわけですが、今のB-CAS方式によるストレスとかコストとか、そういう問題も十分に議論した上で、この新しい技術開示方式を含めて競争原理が働いて、利用者にとってよい状況がつけられることを期待しております。

先ほどの午前中の委員会が終わったとき、村井先生が中間答申は結論ではなく出発点であるとおっしゃったことと、いわゆるコピーワンスからダビング10まで行った段階がウルトラCなら、今度はミラクルであるとおっしゃったんですけど、まさに神わざを実現しなければいけないという状況になっていますので、広くこういうことが決まったということを国民に開示していただいて、みんなを進めていくということを確認したいと思います。

以上、委員からの意見でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

村井臨時委員、よろしいでしょうか。

○村井臨時委員　もう1つ、先ほどの町田委員のご質問の中で確認をしておきたいことがあるんですが、B-CASカードは3波共用の受信機のための技術でした。それで、今回議論しているのは地上デジタル放送のための技術なんです。お気づきの方もいらっしゃると思うんですけども、普通B-CASカードって赤いんですけども、地上デジタル放送専用のカードは青いんです。いわばこの青カードというのは地上デジタル専用のもので、つまり有料カードの部分、併用と申し上げているのは、3波共用の受信機というのは今までどおりB-CASカードを利用して、それに加えて今後の新方式を入れてもいいんですけども、それで動くようにしてくださいということです。放送局の電波の中にその2つの意味が両方組み込まれたものが入ることによって、この新方式の受信機が受信できるようになるわけですから、そのあたりの原理をちょっと補足させていただきたいかなと思いました。

○村上部会長　ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

○伊東委員　大変難しい問題を審議されてこられたということだと思います。それで少し気になりましたのは、例えば9ページのところで、ソフトウェア方式については何らかの理由で漏れることも考えなければいけないというようなことがあります。それはある意味で、B-CASの現行の方式に比べて破られる可能性が高まるのではないかと、多分技術の人であれば何か気になってくるころだと思います。既に5,000万台以上のB-CASカードが世の中に出て、それに従って番組の著作権保護が実現されているわけで、新しい方式だとそれが弱まるということであれば、そこで既に過去B-CASカードの入ったものを購入した人が不公平感を感じるようなことになるとまずいのではないかと、いうところが少し気になった次第でございます。したがってソフトウェア方式になっても従来の方式と同等の堅牢性を持っている、安全性があるんだということが実現できるような方式で、今後その検討を進めていただくことが非常に大事なのではないかという気がしている次第です。今までの方式は安全だ、これからの方式はどうかしらということになってしまうと、そこで不公平感があるのではないかと気がするので、そのあたりについては、今後の進め方にもよるのかもしれませんが、ぜひ注意をしていただきたいなと思った次第であります。

○村井臨時委員　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。おっしゃる

とおりにするのは、そういった新方式をつくるに当たって、今までよりも本来の目的に対して弱い方式をつくるということは決してないのではないかと思います。ソフトウェア方式というよりも開示方式ということでございますので、開示をしたときにどういう約束が守られ、どういうことが起こるのかというのは大変予想がしにくいところではございますので、今、伊東委員がおっしゃったように技術的に甘い方式をつくることで検討するという事は決してないと思います。

ただし、このB-CAS方式を含めましてそういった方式の中で、コンテンツ保護の仕組みの中で技術的にどこまでの堅牢性があるのか、あるいはそういったことに対して起こり得るリスクはどういうことがあるのか、こういうことの検討を続けながら、それに対応した何ができるのかという検討を続けていく必要があるということ、答申に盛り込んであるわけです。

そういった意味でこれは大変、もちろん伊東委員のご指摘があるように、例えば先ほどのソフトウェア方式とか情報開示といったことの中で、やはりソフトウェアだと弱いのかとか、あるいはソフトウェアだと安いのかとか、いろいろ直観的に、一般的にはそういうこともあるのかなというところもございますけれども、やはり大事なものは技術方式の本質とそれを運用していく仕組み、そして何か起こったときどういう体制で検討したりチェックをしたりして改善ができるか、そういうことも含めて全体的な視点で検討していくことが必要だろうという趣旨のことがこの答申の中に含まれておりますので、まずはご指摘の点に関しまして、今後のプロセスで参考にすべきだと私は思います。どうもありがとうございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

ではよろしゅうございますでしょうか。

それでは本件につきまして、当部会における答申（案）として了承いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○村上部会長　それでは本件につきましても、今週10日に開催予定の情報通信審議会総会におきまして、当部会からの答申（案）として提案することとしたいと思います。

直前まで累次の議論を重ねて、ミラクルを達成していただきました村井委員、参加いただきました高橋委員、感謝いたします。ありがとうございました。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について【平成20年2月15日付け諮問
第14号】

○村上部会長　それでは続きまして第3の議題でございますが、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」につきまして、通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会の主査であります長谷部専門委員から、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長谷部専門委員　長谷部でございます。

お手元の資料32-3-1をもとにして説明を進めさせていただきます。その1ページをごらんいただければと存じます。

この通信・放送の総合的な法体系の在り方に関しましては、昨年2月に総務大臣より情報通信審議会に対して諮問が行われまして、情報通信政策部会、この部会のもとに「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」が設置をされております。この委員会では、昨年2月以降これまでに19回にわたる審議を重ねて答申（案）を取りまとめ、6月20日から7月21日まで意見招請、パブリックコメントを実施中でございます。

本日はこの意見招請中の答申（案）につきましてご報告をして、ご審議をお願いしたいと存じます。

この資料の2ページをごらんいただければと存じます。

新たな法体系の方向性についてでございますが、左側が現行の法体系をお示ししております。放送関係で4本、通信事業関連で3本、伝送設備関連で2本の法律がございます。こうした現行の法体系でございますが、通信と放送の役割が異なっている、そしてネットワークも通信と放送の別に応じて構築されてきたこと等から、特定のネットワークを前提として逐次制定、施行されてきたものでございます。また、平成14年に施行されました電気通信役務利用放送法ですが、これはブロードバンドや衛星などの電気通信役務を利用した放送を規律するものでありますが、しかし、その後も加速化しております情報通信の構造変化を踏まえまして、現行の法体系を全般的に見直してみますと、幾つかの課題が見えてまいります。これが左上に列挙されているところでございます。

具体的に申しますと、例えば通信業務用の無線局は放送用には使えない、放送用の無線局は通信業務用に使えないということ。そして、同じ電話のサービスでも、参入規律

や技術基準が異なるものがある。あるいは放送中止事故が発生しているにもかかわらず、これに対応する規律が存在しない。そして、放送施設の設置、放送の業務を単一の事業者で行うのか、あるいは複数事業者で分担して行うかにつきまして、放送事業者に選択の余地がないといった課題がございます。

そこで、デジタル化、ブロードバンド化がさらに進展いたします2010年代を展望いたしまして、通信・放送の融合・連携型の新たなサービスを可能とするために、右側のほうに移りますが、伝送設備、伝送サービス、コンテンツ、この3つの角度から現行の法体系を見直しました。その際、新たな法体系におきましては、5つの目的を実現することを重視しています。これを右上に列挙しております。

1つは、同様のサービスならば同様の規律が適用されるように、制度の集約・大括り化を図ること。第2に情報の自由な流通を促進すること。3番目が迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度を整備すること。4番目に情報通信の安全性・信頼性を確保すること。そして5番目が利用者・受信者の利益の保護に配慮することでございます。

続きまして3ページをごらんいただければと存じます。伝送設備に関する資料でございますが、主な見直し事項についてご説明いたします。

まず、電波利用の柔軟化ですが、通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局の免許制度を整備いたしますとともに、免許を受けた後に許可を受けて目的を変更することを可能とする制度を整備することが適当であるとしております。

次に、ホワイトスペースの活用でございますが、ホワイトスペースと申しますのは、放送用などある目的のために割り当てられておりますが、時間的・地理的・技術的な条件によりましては他の目的にも利用可能となる周波数のことでございます。このホワイトスペースを活用するため、関係者による検討の場を立ち上げまして、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的な条件に関する技術的な検証を行い、その活用の可能性を踏まえ、技術基準の策定等の制度整備を行うことが適当であるとしております。

その他ですが、技術基準策定の提案制度、あるいは免許不要局の範囲の拡大、無線局に係る外資規制の適用除外の拡大等につきまして、これも答申（案）で提言をしているところでございます。

続きまして4ページ、伝送サービスに関する規律の見直しについてお示しをしております。

主な見直し事項でございますが、まず、伝送サービスの領域につきましては、現行の電気通信事業法を核として制度の大括り化を図ることが適当としております。この伝送サービスでございますが、電気通信設備を他人の通信の用に供するサービスのことを申しております。

電気通信事業法以外の法律で、今申し上げた意味での伝送サービスに少なくとも外形的に該当するものとして次の3つがございます。①が放送法上の受託放送役務、②が有線テレビジョン放送法上の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務、③は有線放送電話に関する法律で規律される有線放送電話であります。

これらにつきましてどのように大括り化を図るかということですが、②の有線テレビジョン放送法に関する制度ですが、これは当該規定を、そして③の有線放送電話につきましては法律そのものを廃止いたしまして、現行の電気通信事業法の規定を適用することが適当であるとしております。他方、①の受託放送役務でございますが、これは新たな法体系のもとでもこれに準じた制度を整備することが適当といたしまして、加えて、電気通信事業法の適用に関しては、受託放送役務に準じた制度が、認定を受けた特定の放送事業者のみに対して役務を提供することを求めるものでありますことから、利用の公平を旨とする電気通信事業法のすべての規定を適用することは不適当でありまして、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適当であるとしておるところでございます。

次に、有線テレビジョン放送施設に関する規律につきましては、許可制の廃止等、規律の合理化を図ることが適当としております。

また、近年の放送中止事故の実情を踏まえまして、放送・有線放送につきまして重大事故の報告義務、設備の維持義務等の規定を整備することが適当であるとしております。

さらに、放送・有線放送の施設設置の円滑化を図りますために、道路の占用許可の義務化、あるいは他人の土地等の使用に係る協議認可制度を導入すること等の是非につきまして、関係省庁と調整した上で検討することが適当としております。

続きまして5ページでございますが、これはコンテンツに係る規律の見直しにつきましてお示ししております。

まず、コンテンツ規律の対象は、従来のいわゆる「放送」にとどめまして、その概念と名称を維持することが適当であるとしております。これは、検討委員会での検討の初期の段階におきましては、インターネットにおける一斉同報等の放送に類似した通信サ

ービスも、放送とともにメディアサービスとしてコンテンツ規律の対象とするといった考え方も検討の対象となっておりました。しかし、こうした考え方につきましては、昨夏の意見招請あるいは昨秋の意見聴取の場におきまして、批判的な意見あるいは慎重に考えるべきだという意見が多かったこと等を踏まえまして、従来の放送にコンテンツ規律の対象をとどめることとしたものでございます。その上で、現行の放送法を核としまして、放送関連4法の制度の大括り化を図ることが適当としております。

次ですが、一定の放送を確保するための枠組み、いわゆる基本計画を設けまして、地上放送及び特別衛星放送をこうした基本計画の対象とすることが適当であるとしております。他方、確保すべき放送につきましても、こうした経営の選択肢の拡大等を図るという観点から、この基本計画の内容につきましては必要に応じて柔軟化を進めることが適当であるとしております。

次に、経営の選択肢の拡大を図る観点からは、すべての放送において放送施設の設置と放送の業務の両方を同一の事業者が行うのか、あるいは複数の事業者で分担をして行うかにつきまして、これは事業者が選択をして申請できる制度を整備することが適当であるとしております。その際、地上放送につきましては、放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ観点から、放送施設の設置者あるいはそれと一定の関係を有する者が放送の業務を行うことを希望する場合には、そうした希望が優先されるよう放送施設の設置者と放送の業務を行う者との関係に配慮をした措置を講ずることが必要であるとしておるところでございます。

さらに、視聴者による放送番組の適切な選択を可能とする観点から、放送事業者に対しまして、その放送番組ごとに番組の種別と種別ごとの放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を整備することが適当であるとしております。その際、いわゆるショッピング番組につきましても、こうした公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当であるとしております。

続きまして、表現の自由享有基準、いわゆるマス排に係る基準でございますが、これは、具体的な要望等に基づきまして、必要に応じて見直しを行うことが適当であるとしております。

そして、公然性を有する情報通信コンテンツ、いわゆるオープンメディアコンテンツにつきましては、本年の4月から施行されました青少年インターネット環境整備法に基づく取組を進めることとし、その結果を踏まえることが適当であるとしております。

続きまして6ページ、その他の事項に関してでございます。

まず、プラットフォーム規律につきましては、有料放送管理事業に係る規律のみが想定されますことから、コンテンツ規律の中に位置づけることが適当であるとしております。

そして、制度の大括り化によりまして、他の事業者と連携してサービスを提供する等、経営の選択肢が拡大する一方で、事業者間の紛争も多様化することが見込まれますことから、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能を、例えば、コンテンツ事業者と電気通信事業者間の紛争、あるいは再送信同意に係る放送事業者と有線放送事業者間の紛争等へと、対象を拡大することが適当であるとしております。

そして、利用者向けの情報提供義務の差異の解消を図るといった観点から、有料放送につきましては、利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務及び事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規律を整備することが適当としております。

そして、特定の法人の位置づけに関しては、NTTについて、今般の法体系の大括り化の対象とはしないことが適当としております。そして、NHKについては、地上放送について放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とするに際しましても、特殊法人たるNHKの位置づけは新たな法体系のもとでも変わるものではないと考えられますことから、NHKは現状どおり両方を行うこととし、両方の手続を行う必要があるとすることが適当としております。また、NHKは法定された放送の業務を行うために設立された特殊法人でありますことから、放送をする無線局の他用途利用につきましては、慎重に検討することが必要であるとしております。さらに、NHKに係る規定を放送法から切り出して特殊法人法を新たに制定するのではなく、これはコンテンツ規律の中に集約、大括り化することが適当としていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございました。

それではただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

いかがでございましょうか。

これにつきましては現在パブコメ中だということで、この前の2つの報告とはちょっと違う性質を持っております。

○高橋委員　質問させていただきます。資料32-3-1の5ページ目のコンテンツに、4

の番組の種別分類に関する公表という欄がありますけれども、現在、放送事業者さん独自に番組の種類分類をしていらっしゃると思いますが、ここに書いてあるということは、ある程度標準化を図っていくという方向性があるのかどうか。教えてください。

○長谷部専門委員 標準化に直ちに結びつくものであるかどうか、これはわからないところが多分にあると存じますが、放送の特に番組の中身につきましては、事業者の自主自律ということが大変重要な原則でございます。ただ、いろいろ種別があるとしても、その種別をどういう基本的な考え方に基づいて放送事業者さんが分類しているのかということをお示しいただいて、それを参考にして視聴者のほうで自立的に判断ができるように、その助けになるのではないかという考え方でございます。

○高橋委員 ここで例示されているショッピング番組について、「当該制度において必要な対応を図ることが適当」と書いてありますが、ショッピング番組についてはいろいろな消費者団体等も注視しているところですが、ここに書いてあります「必要な対応」というのは今おっしゃった、我が社は娯楽に分類していますとか、教養に分類していますとか、それぞれの放送局によってショッピング番組の分類が明確に外からわかるようになるというふうに理解してよろしいですか。

○長谷部専門委員 例えばショッピング番組につきまして、「生活に関するとても重要な情報を提示するので、教養番組として考えております」ということであれば、なぜそういうふうに分類しているのかという基本的な考え方をお示しいただいて、視聴者の方々の選択の助けになるようにしてくださいということでございます。

○村上部会長 よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○村上部会長 この答申（案）では、ショッピング番組の取り扱いについても広告放送の範囲を含めて具体的な検討を進め、その検討の結果を踏まえて前述の公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当であるということで、特別な問題意識を持って書き込まれていると思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては今パブコメ中ということですので、今いただきましたご議論も踏まえて、この案につきまして総会に報告するというにいたしたいと思えます。

委員会の廃止について

○村上部会長 最後の議題でございますが、委員会の廃止につきまして、これは事務局からご説明をお願いいたします。

○副島管理室長 ご説明させていただきます。

事務的な規定の整備でございますけれども、部会のもとに置いておりますインターネット利用高度化委員会、インターネット基盤委員会及びICTによる生産性向上に関する検討委員会の廃止をご提案させていただきます。

資料32-4をごらんになっていただきたいと思いますが、この3つの委員会が役目を終えたところで、まとめて廃止の手続きをとりたいというものでございます。

部会決定として第1号と第5号を下につけてございますけれども、第1号のほうで2つを、第5号のほうで1つの委員会を設置しておりました。本日、1つ目の審議事項で答申（案）ということで決定をしていただきました、トップレベルドメインの関係でのインターネット政策の在り方についての審議が終えましたことから、あわせまして3件の委員会をこの機に廃止させていただきたいというものでございます。附則には、「21世紀におけるインターネット政策の在り方」、この案件が、次回の7月10日の審議会におきまして答申がなされたことを条件としまして廃止をしたいというものでございます。

以上、提案させていただきます。

○村上部会長 はい。ただいま提案がございましたが、これにつきましてはご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○村上部会長 それではただいまのご説明のとおり、諮問事項の審議終了のために、先ほどの附則を前提としてということですが、資料32-4のとおり各委員会を廃止することといたしたいと思います。

以上で本日の4つの議題は審議が終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。よろしいですか。

閉 会

○村上部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたしたいと思います。次回の日程につきましては別途事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。
どうもありがとうございました。